

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の原案について

令和8年2月4日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があつたものです。
なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。